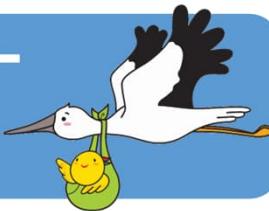


保育料の補助制度があります

(令和7年度 ひょうご保育料軽減事業のご案内)



兵庫県では、子育て世帯の経済的支援のため、0歳～2歳のお子さんの保育料を補助します。

(保育施設が対象者の保育料を軽減した場合、その軽減額を県から保育施設へ補助する制度です)

対象者(すべてに当てはまる子ども)

詳細はこちら →
(対象者確認フロー)



- 兵庫県内に住所がある
- 対象施設(県内にある認可外の事業所内保育施設、企業主導型保育事業)を利用している
または、令和7年4月以降に利用していた
※一時預かりでの利用や、認可保育所等と併用している(併用していた)場合は対象外です。
- 生年月日が令和4年4月2日以降
- 世帯の市民税または町民税所得割額の合計が次の額未満
※祖父母と同居している場合、父母が非課税であれば祖父母の所得割額で判断しますが、
父母に住民税が課税されれば、祖父母の税額は合算しません。
※住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)や寄附金税額控除(ふるさと納税の寄附控除)などの税額控除を受けている場合は、
所得割額+税額控除額(調整控除は除く)で判定します。

市民税・町民税所得割額
の確認方法はこちら →



対象施設を利用している子ども	右記以外の世帯	ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯	参考 あくまで目安です。 必ず所得割額をご確認ください
第1子	57,700円未満	77,101円未満	年収約360万円未満
第2子以降	155,500円未満	169,000円未満	年収約640万円未満

マイナポータルからも
所得割額を確認できます。
(ログインが必要)

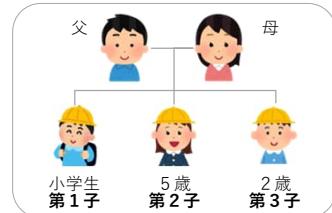
<利用月と所得制限の対象期間>

4月～8月利用分はR6年度、9月～3月利用分はR7年度の市民税・町民税所得割額で判定します。

利用月	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3
所得制限	R6年度 市民税・町民税所得割額 (R5年の所得に対して課税された住民税)				R7年度 市町民税・町民税所得割額 (R6年の所得に対して課税された住民税)							

<第1子、第2子…の考え方>

- ・保護者と生計を一にする(保護者が扶養している)子どものうち、年齢が上の子どもから順に第1子、第2子…と数えます。
- ・2人以上の子どもが対象の保育施設を利用している場合は、その子どもごとに上記の所得割額で対象となるか判定します。



- 非課税世帯(市民税または町民税所得割額・均等割額とも0円)ではない

または、非課税世帯に該当するが、利用施設が令和6年10月以降、無償化の対象ではない

※無償化対象施設は、施設が所在する市町のHPからご確認いただけます。

補助額

次の①～③を比較して最も低い額 × 対象施設の在園月数を補助します。

- ①月額保育料 - 5,000円
- ②補助上限額(第1子10,000円、第2子以降15,000円)
- ③月額保育料 × 1/2

※補助額に100円未満の端数が出た場合は切り捨てます ※保育料が月額5,000円以下の場合は対象外です

- 【例】・保育料が月額24,000円 ⇒ 第1子の場合は10,000円／月、第2子以降の場合は12,000円／月
・保育料が月額 9,000円 ⇒ 第1子、第2子以降どちらも 4,000円／月

対象期間

令和7年4月～令和8年3月の間で対象施設に在園する期間(途中入園、途中退園も対象です)

申請するには

次の書類を、利用している施設へ提出してください。 **施設への提出期限：月 日()**

- ① 申請書（県HP、各施設にあります）
- ② 世帯全員の住民票のコピー または 健康保険証（資格確認書）のコピー（保険証の代わりにマイナンバーカードは不可）
- ③ 保護者の令和6年度と令和7年度の市民税または町民税の所得割額が分かる書類のコピー
<該当する世帯のみ>
- ④ひとり親、在宅障害児（者）のいる世帯を証明する書類のコピー
- ⑤税額控除に関する申立書、兄弟に関する申立書（様式は県HPにあります）



申請書 記入例

市民税または町民税の所得割額が分かる書類

①～③のいずれかの書類で、令和6年度・令和7年度の2か年分が必要です。

源泉徴収票や確定申告書、住民税の領収書などは、所得割額が記載されていないため代用できません。
また、通知書の名称や書式は、発行した市町によって異なります。

① サラリーマン、公務員などの給与所得者

⇒ **市民税（町民税）・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）**

※毎年5月下旬～6月頃に勤務先から配布されます

② 自営業者など

⇒ **市町民税（町民税）・県民税納税通知書（課税明細書）**

※毎年5月下旬～6月頃に市・町から自宅へ郵送されます

③ ①または②の書類が手元にない方 ⇒ **課税証明書**

※お住まいの市・町の窓口などで発行（手数料がかかることがあります）。発行方法は市町へお問い合わせください。

Q & A

<対象者について>

Q: 令和6年度の所得割額は所得制限未満ですが、令和7年度は超えています。対象になりますか？

A: 4～8月に利用した分の保育料のみ補助の対象になります。

<申請書類・添付書類について>

Q: 今年の9月に入園しました。申請には、令和6年度の税額通知書も必要ですか？

A: 令和7年9月～令和8年3月利用分は、令和7年度の市民税または町民税所得割額で対象となるか
判定しますので、令和6年度の書類は不要です。

<その他>

Q: 軽減された保育料はいつ戻ってきますか？

A: 保護者様への還付等は施設から行いますので、 利用している施設へお問い合わせください。



そのほかのよくある質問はこちら →

問い合わせ先

兵庫県こども政策課 こども企画班

<受付時間>平日9:00～12:00、13:00～17:30

TEL：078-362-4186

本事業は財源の一部に法人県民超過課税を活用し実施しています。